

議 事 録

令和3年度四万十町農業委員会4月総会

日 時	令和3年4月27日（火）午後2時00分 開議	
場 所	四万十町役場 本庁 東庁舎 多目的ホール	
日 程		
第1	指定第1号	会期の決定について
第2	指定第2号	議事録署名委員の指名について
第3	報告第1号	農地法第18条の規定による合意解約通知について
第4	報告第2号	農地法第3条の3の規定による届出について
第5	報告第3号	非農地証明事務処理報告
第6	議案第1号	農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第7	議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
第8	議案第3号	四万十町農用地利用集積計画の決定について
第9	議案第4号	農用地利用配分計画案に対する意見決定について
第10	議案第5号	時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について
第11		その他

〔出席委員〕

- | | | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 下元 弘章 | 2. 掛水 誠幸 | 3. 廣井 栄治 | 4. 小野 重明 | 5. 濱田 誠 |
| 6. 下元 誠一郎 | 7. 欠席 | 8. 宮崎 恵美子 | 9. 太田 祥一 | 10. 山本 道雄 |
| 11. 甫喜本 治誠 | 12. 山脇 文男 | 13. 伊東 智江 | 14. 武内 道則 | 15. 吉良 榮 |
| 16. 竹内 純 | 17. 中原 英昭 | 18. 宮脇 眞弓 | 19. 林 幸一 | |
| 20. 中城 康子 | 21. 岡村 博晶 | 22. 西井 健夫 | 23. 西内 一隆 | 24. 市川 絢子 |
| 25. 欠席 | 26. 欠席 | 27. 市川 正司 | 28. 欠席 | 29. 石田 芳秋 |
| 30. 欠席 | 31. 欠員 | 32. 山本 奨一 | 33. 東出 一茂 | 34. 宮谷 和夫 |
| 35. 山崎 力 | 36. 上野 渡 | 37. 欠席 | 38. 佐々木 通 | 39. 梶原 美智 |

〔欠席委員〕

- 7 浜田大彰 25 窪田良一 26 甲把雄 28 大西博之 30 澤田憲男 37 田村守

〔事務局〕

西田 尚子・杉本 孝成・池本 拓矢・宮本 和也・森本 太貴・山川 美恵

事務局長 それではただ今より、令和3年度四万十町農業委員会4月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、会長よりご挨拶申し上げます。

会長 農業委員19名、推進委員20名丁度に応募がありました。調整することなく、皆様のおかげです。合併当初は、4ヶ月市川会長がやっていただいてその後、私が15年会長をやらせていただきました。皆さんのおかげで務めさせていただきましたが、今回をもって引こうということにしました。今後の事も役員会の中でも論議しながら、皆さんにお伝えをして、スムーズな運営ができるような体制でやっていってほしいなと思っておりますので今後ともよろしく願いいたします。

人・農地プランですが、3月末現在では四万十町と中土佐町が、人・農地プランの実質化をしたそうです。昨日、県の事業の説明でも実質化した市町村については、お願い事をしますと話をしていました。平成元年の高知県の新規就農者が近年260名から270名で推移しているわけですが、平成元年の自営就農の174人のうち、85%が県内出身。県内出身の中の53%が親元就農ということで、県内でかなり親元就農の割合が高いということで、ハウス農家や、農家の後継者が居るかどうかの調査を後継者の居ない農家をこれからどうしていくのかを含めて、そういう調査をして欲しいと県が話をしておりますので、農水省あたりから調査依頼がどこまで農業委員会に来るのか分かりませんが、調査をしながら、親元就農をもう少し支援を高めるという話もしていました。そういう意味の調査をするようです。

それから皆さんも高知新聞に出ておりましたので、お目通しいただいていると思いますが、国勢調査で四万十町の人口が現在、15,596人ということで、5年間で1,729人、約10%の減。それだけ人口が減っています。これが現実のようです。高岡郡の中では、日高村が市内に近いということもあって、4%減ですが全部が人口減で、これが加速的にもっと進むのではないかと思います。今後農地を守るという意味でも色々苦勞していくと思いますが、皆さんよろしく願いいたします。

議長 それではただ今から、令和3年度四万十町農業委員会4月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく願いします。

それでは、総会の開会にあたり、四万十町農業委員会憲章の朗読を行います。

ご起立をお願いします。今回の発声は議席番号27番市川正司委員にお願いします。

憲章は、添付資料の最後にございます。

27番 四万十町憲章の朗読

委員 ～朗読～

議長 本日の会議に、7番 浜田大彰委員、25番 窪田良一委員、26番 甲把雄委員、28番 大西博之委員、30番 澤田憲男委員、37番 田村守委員からの欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員14名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

日程第1、指定第1号「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。令和3年度四万十町農業委員会4月総会の会期は、令和3年4月27日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第2号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に13番 伊東智江委員と、23番 西内一隆委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員にお願いします。

議長 続きまして、日程第3 報告第1号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」ご説明いたします。ページは、3ページ。件数は、窪川地域の4件になります。

借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。なお、今回出てきています解約については、後の3条でも出てきますが、配分先であった耕作者に、所有者移転することによる解約です。

番号1番、土地の所在地、興津字森ノ前3728番、地目、田、面積、339㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和3年4月2日です。

番号2番、土地の所在地、興津字森ノ前3728番、地目、田、面積、339㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和3年4月2日です。

番号3番、土地の所在地、興津字森ノ前3729番、地目、田、面積、1,208㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和3年4月2日です。

番号4番、土地の所在地、興津字森ノ前3729番、地目、田、面積、1,208㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和3年4月2日です。

説明は以上になります。

議長 報告1号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが、何かありませんか。

特になければ、報告第1号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第2号 「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 「農地法第3条の3の規定による届出について」ご説明いたします。
ページは、4ページです。件数は、窪川地域の1件になります。なお、相続人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

それでは、番号1について説明します。土地の所在地、宮内字ウスツル井1906番、地目、田、面積、2,821㎡です。以下13筆あり、合計14筆で、面積が30,443.65㎡です。届出日、令和3年3月22日。届出事由、相続。あっせん希望については、希望しないとなっております。以上で説明を終わります。

議長 報告第2号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

議長 特になければ、報告第2号は終わります。

議長 続いて、日程第5 報告第3号 「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号 四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規程第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。議案書5ページをご覧ください。

今月は西部地域2件、窪川地域2件となっております。

番号1、添付資料は1ページから2ページをご覧ください。土地の所在地は、里川字下夕畑435番1、地目は畑、面積は1,332㎡です。申請地は、30年以上前から植林し山林となっている状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4 証明基準のE 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和3年3月24日、担当委員と現地確認の結果、非農地証明を発行しております。

続きまして番号2、添付資料は3ページから4ページをご覧ください。土地の所在地は、大正中津川字中屋敷532番2、地目は畑、面積は28㎡です。申請地は、25年以上前から資材置き場として利用している状況で、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領 第4 証明基準のE 人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地であると認め、令和3年4月9日、担当委員と現地確認の結果、非農地証明を発行しております。西部地域からは以上です。

事務局 続きまして窪川地域からです。

番号3番、添付資料は5ページです。数神字杭ノ本288番5、地目、畑、面積、369㎡です。申請地は、2002年から農業用水確保のため池として利用されています。令和3年3月30日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のオ、農業用施設等に転用された土地のため非農地証明を発行しております。

番号4番、添付資料は6ページです。西原字ヲコデ521番3、地目、田、面積、251㎡です。申請地は昭和20年前後に家屋等を建て現在に至っております。令和3年4月2日、担当委員、職員で現地確認し、証明基準のエ、人為的に転用した土地で既に20年以上経過している土地のため非農地証明を発行しております。以上です。

議長 報告第3号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ報告3号は終わります。

議長 続いて、日程第6 議案第1号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」をご説明いたします。議案書は6ページです。

件数は6件で窪川地域が5件、西部地域が1件となっております。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。申請地の位置は、添付資料の7ページからご覧ください。

番号1番、土地の所有地、平串字四角田542番、地目、田、面積、350㎡。ほか1筆ありまして、合計2筆、面積が1,014㎡です。権利事由は所有権移転の贈与です。譲渡理由は本人希望、譲受理由は、相手方の要望です。譲受人の耕作面積については下限面積を達成しております。申請地は野菜を栽培する計画となっております。

番号2番、土地の所有地、数神字ハシガ谷354番、地目、田、面積、158㎡です。ほか1筆ありまして、合計2筆、面積、314㎡です。権利事由は所有権移転の贈与です。譲渡理由は相手方の要望。譲受理由は、本人希望です。譲受人の耕作面積については下限面積を達成しております。申請地は水稻栽培する計画となっております。

番号3番、土地の所在地、志和字吹口719番1、地目、田、面積、1,269㎡。権利事由は所有権移転の売買です。譲渡理由は相手方の要望。譲受理由は、本人希望です。譲受人の耕作面積については下限面積を達成しております。申請地は果樹を栽培する計画となっております。

番号4番、5番については譲受人が同じですので一括して説明します。番号4番、土地の所在地、興津字森ノ前3728番、地目、田、面積、339㎡です。番号5番、土地の所在地、興津字森ノ前3729番、地目、田、面積、1,208㎡です。権利事由は所有権移転の売買です。譲渡理由は相手方の要望。譲受理由は、本人希望です。譲受人の耕作面積について下限面積を達成しております。申請地はミョウガを栽培する計画となっております。窪川地区は以上になります。

事務局 続きまして西部地域からです。

番号6について説明いたします。申請地の位置図等は、添付資料の11ページをご覧ください。土地の所在地、江師字大久保115番、地目、畑、面積、148㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲渡理由は、相手方の要望です。譲受理由は、本人希望。譲受人の下限面積は達成しています。申請地では、野菜を栽培する予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしている

と考えます。以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 29番 石田芳秋委員。

29番 現況は田であることを確認しています。譲受人は、農地を有効に活用していることを確認しています。譲受人は、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地は、この図面で見てもらったら分かりますように、ほぼ本人の所有地でして、周りに迷惑をかけないことを確認しています。譲渡人は、県外在住のため、今後農地を耕作することも困難で高齢でもあるため、今回譲渡に至ったそうです。

議長 続きまして、番号2番。10番 山本道雄委員。

10番 2番について、現況は田であることを確認しています。農地を有効的に利用されています。150日以上農作業に従事しています。周辺農地には全く影響はありません。今回この件につきまして、贈与となっておりますが、先ほどの非農地証明の3番と交換をすると聞いております。問題ないと思います。以上です。

議長 番号3番。32番 山本奨一委員。

32番 番号3番について、譲渡人、譲受人から確認しました。現況は田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しています。譲受人は、養豚業です。年間365日農作業に従事することを確認しています。取得する農地の周辺は、営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲渡人は、十数年前に旦那さんを亡くしてそれ以降、耕作を頼める田は地区の人が耕作していますが、この土地は、谷あいでは獣害が酷く、なおかつ湿田だったので耕作する人がいなくて、地区の農事組合法人等で荒れたら周囲が困るので、年に1、2度草刈りはしておりました。今度、譲受人が豚舎を近くに山に建設するにあたって、切り取りした土をこの田の周辺に盛り土するということになり、売買に至った次第です。盛り土後は、果樹を栽培すると確認していますので、特に問題ないと思います。

議長 次に、番号4番、5番を一緒に。33番 東出一茂委員。

33番 4番、5番を一緒に説明します。23日に譲渡人、譲受人の両者から確認しました。現況は田であることを確認しています。譲受人は、農地を効率的に利用しています。譲受人は、年間150日以上農作業に従事していることを確認しています。取得する農地の周辺農地には、営農上悪影響を与えないことを確認しています。譲受人は、認定農業者であり、地域の担い手でもあります。特に問題ないと判断しました。以

上です。

議長 続きます、番号6番。16番 竹内純委員。

16番 番号6番について、譲受人から先日確認を受けました。現況は、畑であることを確認しています。農地も効率的に耕作しています。規模は小さいですが、専業農家で常時、従事しています。よって、150日以上農作業に従事しています。周辺農地には支障はないと思います。この農地については問題ないと思います。

議長 議案第1号について質疑を許します。質疑、意見はありませんか。

議長 2番 掛水誠幸委員。

2番 4番、5番の興津の件ですが、ハウスが付いていますか。

議長 11番。甫喜本治誠委員。

11番 この土地につきましては、前から中間管理機構から借りてハウスをやっており、ミョウガを作っています。双方合意で解約して、売買に至ったということで、ハウスは元々あります。親父の代から作っている所です。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第7 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」をご

説明します。議案書 7 ページ、今月は 1 件です。

番号 1 番について説明します。添付資料は 12 から 16 ページです。申請地は、1 筆。東川角字高岡乙 4 番 5、地目、田、面積 245 m²の農地です。権利事由は、贈与による所有権移転です。譲受人・譲渡人は、記載のとおりです。転用目的は、一般住宅の建築です。転用理由は、現在、借家に住んでおりますが、子どもも生まれ手狭になり新たに自己住宅を建築する計画です。農地区分ですが、申請地は 10ha 以上の農地の広がりがある農地であり、第 1 種農地と判断しました。ただし、第 1 種農地の不許可の例外規定である農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において、居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、第 1 種農地であっても例外的に許可することができると判断しています。転用計画につきましては、15 ページの土地利用計画図に示している形で、住宅及び駐車場などを整備する計画です。周囲の状況は、東側は県道、西側は 2.7m の町道を挟み宅地、北側は水路を挟んで約 4.3m の町道その先は農地となっておりますが、特に影響がないものと考えています。南側は譲渡人の農地となっております。土地の造成計画については、特にありません。進入計画については、北側の町道から進入します。排水計画については、雨水は自然浸透とし、家庭排水は合併浄化層を設置し西側の既設の黒パイプに接続し排水する計画で、排水先の水路管理者からの同意は得ております。資金計画については、金融機関からの借り入れにて必要な事業費を確保していることを確認しています。以上です。

議長 議案第 2 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。22 番 西井健夫委員。

22 番 24 日に東川角に行って来ました。細かい内容は事務局がおっしゃった通りです。譲渡人、譲受人の間柄は、譲受人は娘さんだそうです。娘さんの方には、一般住宅を建てる土地がなかったそうです。譲渡人の土地が 600 m²くらいあるらしく、その内の 245 m²を分筆してそこに住宅を建てるそうです。特に問題ないと判断します。

議長 議案 2 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による

許可申請に対する意見決定について」原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第8 議案第3号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和3年5月6日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願いします。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。議案書は9ページから、添付資料については18ページからになります。今月提出の案件は13件で10件が窪川地域、3件が西部地域となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等はお手元の議案書のとおりです。

番号1をご説明致します。土地の所在地、宮内字今宮才能、1608番1、地目、田、面積、1,201㎡。以下1筆あり、合計2筆、面積、2,248㎡です。設定は新規です。期間は、令和3年5月6日から令和6年5月5日までの3年です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号2、土地の所在地、宮内字祝イ田ン777番1、地目、田、面積、971㎡。以下2筆あり、合計3筆、面積、2,231㎡です。設定は新規です。期間は、令和3年5月6日から令和6年5月5日までの3年です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号3、土地の所在地、東川角字北才能甲1286番、地目、田、面積、2,868㎡です。設定は新規です。期間は、令和3年5月6日から令和13年5月5日までの10年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

番号4、土地の所在地、口神ノ川字チカラ石441番イ、地目、畑、面積、2,228㎡。以下1筆あり、合計2筆、面積2,274㎡です。設定は新規です。期間は、令和3年5月6日から令和8年5月5日までの5年間です。野菜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号5、土地の所在地、窪川中津川字中屋敷823番3、地目、田、面積、522㎡。以下3筆あり、合計4筆、面積、4,358㎡です。設定は更新です。期間は、令和3年5月6日から令和4年5月5日までの1年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号6、土地の所在地、影野字神屋敷1093番、地目、田、面積、3,058㎡です。設定は更新です。期間は、令和3年5月6日から令和7年11月30日までの4年7ヶ月です。ネギを栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

番号7、土地の所在地、与津地字小越エ1717番、地目、田、面積、1,735㎡、以下2筆あり、合計3筆、面積、5,522㎡です。設定は更新です。期間は、令和3年5月6日から令和10年4月30日までの7年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

番号8、土地の所在地、弘見字マトヲバ494番1、地目、田、面積、630㎡です。

設定は更新です。期間は令和3年6月1日から令和8年5月31日までの5年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号9、土地の所在地、黒石字山ノ下1571番、地目、田、面積、2,723㎡。以下1筆あり、合計2筆、面積、5,840㎡です。設定は新規です。期間は、令和3年5月6日から令和8年5月5日までの5年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。土地によって単価が違っていますが、田んぼによって条件が異なるのでこのようになっております。

番号10、土地の所在地、興津字神子ヶ谷3,802番、地目、田、面積、1,394㎡。以下1筆あり、合計2筆、面積、2,253㎡です。設定は新規です。期間は、令和3年5月6日から令和3年12月31日までの8ヶ月間です。生姜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。窪川地域は以上です。

事務局

続きまして西部地域からです。

番号11、土地の所在地、小石字中コイシダ23番1、地目は田、面積、1,019㎡です。外1筆ありまして、合計2筆、面積が2,641㎡です。設定は、更新の設定になります。期間は、令和3年5月6日から令和8年4月30日までの5年になります。作物は、水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号12、土地の所在地、小野字白皇神田1228番、地目は畑、面積、497㎡です。外3筆ありまして、合計4筆、面積が1,818㎡です。設定は、更新の設定になります。期間は、令和3年5月6日から令和8年4月30日までの5年になります。作物は、野菜を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

続きまして、番号13、土地の所在地、小野字曾我ノ森378番53、地目、畑、面積、197㎡です。設定は、新規の設定になります。期間は、令和3年5月6日から令和6年1月3日までの2年8ヶ月になります。作物は露地野菜を栽培する計画です。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。以上です。

議長

議案第3号について事務局の説明が終わりました。農地中間管理機構を除いた案件について、担当委員の補足説明をお願いします。

番号4番の案件を。3番 廣井栄治委員。

3番

番号4につきて、借受人より聞き取りしました。貸出人につきては、高知市に在住でして、昨年まで別の借受人が管理していましたが、今回の借受人が隣の田んぼを間借りしているという事で今回の申請になったそうです。借受人は、認定農業者であり、無農薬野菜を栽培しておりまして、隣接農地は、自己管理の農地で無農薬地帯でありますので、今回の利用権設定につきては、特に問題はないと判断します。

議長

番号5の案件。27番 市川正司委員。

27番

5番について借受人から確認をしました。更新ですので問題ないのですが、賃借料が60kgから90kgになっていますが、ここの土地の条件がものすごく悪く、水害、獣害、湿害と結構厳しい条件のところ、このようなキロ数になったそうです。更新ですので

問題ないと思います。

議長 続きます、番号8の案件。10番 山本道雄委員。

10番 番号8番ですが、借受人から確認しました。借受人は、地域の担い手でもありまして、この利用集積計画のとおり、再設定でもあり問題ないと思います。以上です。

議長 番号11番の案件。16番 竹内純委員。

16番 番号11番について、借受人から確認をしました。借受人は、地元の耕作者です。この件につきましては、更新でもあり何ら問題ないと考えます。以上です。

議長 それでは、番号12番の案件。14番 武内道則委員。

14番 12番について説明させていただきます。先日、借受人に話をお伺いしてきましたが、この方の名前でやっていますが、奥さんがほぼ畑で有機野菜を栽培されています。この借受人は、朝に晩に手伝いに来ているそうです。更新でもありますので問題ないと考えますが、賃借料がバラバラになってなっているのはどういうことですかとお尋ねしましたところ、新規で契約した時の農業委員会にお尋ねしたら、バラバラにこれくらいと言われたという返事でした。あまり条件の良くない、元々田の所で畑作をしているので、賃借料が高いのももう少し安く相談してもいいのではないかと言いましたが、このままでもいいと言われました。以上です。

議長 順番が前後してしまいましたが、10番の案件を。33番 東出一茂委員。

33番 番号10番について、借受人から確認をしました。借受人は、認定農業でもあり、地域の担い手でもあります。現況は、田であることを田であることを確認しています。配分では、生姜を作る計画だそうです。新規ですが、特に問題ないと判断します。

議長 議案第3号について質疑を許します。質疑はありませんか。

議長 2番、掛水誠幸委員。

2番 10番について、興津はミョウガが盛んで、生姜についてはなかなか作らせてくれんと聞いたのですが、今回の案件以外でも生姜を作っている方がおられますか。

議長 33番、東出一茂委員。

33番 あと、二人作っています。

議長 他に何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第3号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第9 議案第4号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明します。別紙のとおり農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いします。議案書は13ページからとなります。権利の設定を受ける者の氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。添付資料は60ページからご覧ください。

番号1、土地の所在地、宮内字今宮才能1608番1、地目、田、面積、1,201㎡、外4筆、合計5筆で、面積は4,479㎡。権利の種類は賃貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和6年5月5日までです。露地野菜を栽培する予定です。

番号2、土地の所在地、東川角字北才能甲1286番、地目、田、面積、2,868㎡。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和13年5月5日までです。水稻を栽培する予定です。

番号3、土地の所在地、影野字神屋敷1093番、地目、田、面積、3,058㎡。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和7年11月30日までです。こちらは再配分になります。ネギを栽培する予定です。

番号4、土地の所在地、仁井田字廣田2068番、地目、田、面積、2,777㎡。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は県認可日から令和7年11月30日までです。水稻を栽培する予定です。こちらでも再配分になります。

番号5、土地の所在地、与津地字小越エ1717番、地目、田、面積、1,735㎡。ほか2筆、合計3筆で、面積、5,522㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和10年4月30日までです。水稻を栽培する予定です。こちらでも再配分になります。

番号6、土地の所在地、奈路字荒神ノ元1327番、地目、田、面積、1,228㎡。ほか1

筆、合計2筆で、面積、1,934 m²です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和7年11月30日までです。大豆を栽培する予定です。こちらは再配分になります。

番号7、土地の所在地、黒石字山ノ下1571番、地目、田、面積、2,723 m²。ほか1筆、合計2筆で、面積、5,840 m²です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和8年5月5日までです。水稻を栽培する予定です。

窪川地域は以上です。

事務局 続きまして、西部地域からです。

番号8、土地の所在地、小野字曾我ノ森378番53、地目、畑、面積、197 m²です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和6年1月3日までで、露地野菜を栽培する計画です。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。番号1番から担当委員の補足説明をお願いします。

議長 1番。2番 掛水誠幸委員。

2番 1番を説明させていただきます。議案3号の1番2番が一緒になったものです。借受人から確認してきました。4月20日の午後に本人と会いまして確認しました。昨年より、認定農業になっているそうです。現在、規模拡大を図っています。借受人は、若い女性の認定農業者であり、地域で耕作放棄されそうな土地をどんどん借受けていただいて守っていただいている貴重な人材です。昨年も私を通じて、それまで荒れていた土地を里芋で6反あまり耕作していただいたのですが、今年、この土地を入れますと130aになります。将来的にどこまで増やしますかと確認させていただいたら、人も雇って250aまで規模拡大を図って行きたいという事でした。本当に意欲のある若手の女性の認定農業者です。この土地について問題ないと思います。

議長 それでは、番号2番。22番 西井健夫委員。

22番 この案件は、先ほどの3号議案であったように農業公社に委託し、農業公社から借受けています。今、東川角部落が13名くらいの団体に法人化する動きが出てきております。話し合いが難しい所もありますが、任意の団体に13名が動いています。その中の一人が借受人となっています。借受人は、13名の中で一番若い年齢です。この方ならやっつけられると思います。この方も下限面積2町くらいを自分で作っています。従事日数も150日以上は、農業に携わっていますので、特に問題ないと思います。

議長 それでは、続いて番号3番。事務局。

事務局 3番について、欠席の大西博之委員から話を伺っております。借受人は、認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。設定する期間が4年7ヶ月と半端なのは、借受人が借りている周辺農地と合わせるためだそうです。配分計画案のとおり特に問題はな

いとのこととです。

議長 番号4番の案件。29番 石田芳秋委員。

29番 借受人に確認しました。借受人は、若いですが地域で幅広く水稻を耕作しております。再設定でもあり問題ないと思います。

議長 番号5番の案件。9番 太田祥一委員。

9番 番号5番について、借受人から確認しました。農地の現況は、田であることを確認しています。借受人は、農業生産法人でもあり、四万十町広域の担い手として大きな役割を担っている組織です。配分計画案のとおり特に問題ないと判断します。

議長 番号6番。事務局

事務局 番号6番について、欠席の澤田憲男委員から話を伺っております。借受人は、認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。設定する期間が4年7ヶ月と半端なのは、貸出人が、借受人に貸しているものと合わせるためだそうです。配分計画案のとおり特に問題ないそうです。

議長 続いて、7番。事務局。

事務局 番号7番について、借受人は20町あまり請け負っている地域の担い手です。賃借料が違うのは、片方は水が少なく条件が悪いとのこととです。周辺農地も耕作しており問題ないとのこととです。

議長 番号8番の案件。14番 武内道則委員。

14番 この案件ですが、12月総会でも3区画くらいを、中間管理機構を通して契約をした業者ですが、その時に相続された方の住所連絡先が分からずに抜かっていた所を、連絡先が分かったので契約させてもらうそうです。また、来月は反対側の2区画を出すという事とです。面積の半数以上が耕作放棄地になっております。お年寄りの方が家庭菜園をしていたのですが、そのお年寄りも居なくなっております。並びになるとトラクターもゆっくり耕せるし、2aがこれで1反くらいに。耕作放棄地を無くしていく意味では、こういう業者にやってもらうのはいいのではと思っています。以上とです。

議長 議案第4号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第4号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第10 議案第5号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」説明いたします。議案書、15ページ、添付資料は77ページからとなります。議案書に書かれています権利者の方が、今回所有権移転をして土地を取得した人となります。打井川字寺ノ奈路 1304番、地目、畑、603㎡につきまして、令和3年2月22日受付、登記原因、平成11年1月7日時効取得、登記目的、所有権移転とする登記がなされた通知がありました。現地は添付資料77ページから78ページの時効取得の位置図、写真等のおおりで、権利者が木を植え下草も刈って管理しております。

登記官から登記簿上の地目が田又は畑である土地について、時効取得を原因とする権利の移転又は設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には、当該通知に係る事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかの実情を調査し、報告書を県知事に提出することとなっております。審議、決定をお願いいたします。

議長 議案第5号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。38番 佐々木通委員。

38番 権利者、義務者から話を聞いてきました。権利者は高齢者であり、息子さんが手続きを取ったと聞いております。義務者は、権利者と話し合いの上、了解したとのことでした。この土地は、高齢者の方から聞いたので、あまり分かりませんが25年以上前から権利者が自分の土地として管理していたことを確認しました。地目は畑でしたが、木を植え、草を刈り管理を十分にしております。下段の農地にも影響はないと判断しました。

議長 議案第5号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第5号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号 「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案に対する意見決定について」は、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第11 「その他」の件について議題とします。
事務局ではありませんか。

議長 委員の皆さんで何かありませんか。

なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和3年度 四万十町農業委員会 4月総会を閉会いたします。礼。ありがとうございました。

閉会 午後3時30分

この議事録は四万十町農業委員会職員が記録したものであり、内容は正確であることを認める。

令和3年 月 日

会 長

署名委員 13 番

署名委員 23 番
